

コナン コーポレートカード会員規約

会員規約をよくお読みいただいたうえで、ご利用ください。

第1条(目的)

- (1) コナン商事株式会社(以下「コナン商事」といいます。)および株式会社建デポ(以下「建デポ」といいます。また、コナン商事と建デポを総称して「コナングループ」といいます。)とポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)は提携し、当社は、「コナン コーポレートカード」(以下「本カード」といいます。)の発行をいたします。
- (2) 会員は、コナングループが指定する店舗(以下「コナングループ店舗」といいます。)およびコナングループが運営するECサイト(以下「コナナeショップ」といいます。また、コナングループ店舗およびコナナeショップを総称して、「コナングループ店舗等」といいます。)でのみ本カードを利用し、コナングループが提供するサービスを受けることができます。
- (3) 会員が前項のサービスを受ける場合には、コナングループの所定の方法、制限等に従うものとします。
- (4) 本カードは、会員の事業費の決済を目的としたコナングループ店舗等での利用を精算するためのカードであり、会員は、コナングループ店舗等以外で本カードを利用することはできません。

第2条(会員)

- (1) 本規約を承認のうえ、入会申込みをした法人または非法人たる団体(以下総称して「法人」といいます。)のうち、当社が適格と認めた法人を本カードの会員(以下「会員」といいます。)とします。また、当社において入会のために必要な手続を完了した日を契約成立日とします。
- (2) 会員は、本規約に基づく入会申込手続き、諸届出、退会手続きその他の手続きに関し、連絡調整を行う担当者(以下「管理責任者」といいます。)を選定し、当社に届け出るものとします。
- (3) カードを申込み場合、管理責任者を通じて当社所定の入会申込書に所定の項目を記載し、管理責任者の署名を行い、当社に提出するものとします。また、会員は、届出、退会手続き等、諸手続きを、管理責任者が会員に代わって行う場合があることを承諾します。会員は、本項に定める管理責任者の手続きについて一切の責任を負うものとします。

第3条(カードの貸与と取扱い)

- (1) 当社は、会員に対し、コナングループ店舗等で利用することを目的に、カード番号・有効期限等を表面に印字したカードを発行し、貸与します。
- (2) カードの所有権は、当社に属します。会員および管理責任者は、会員に対して貸与された全てのカード(以下「全カード」といいます。)の使用・管理について、善良なる管理者の注意をもって、本規約を遵守する義務を負うものとします。また会員および管理責任者は、カードを破壊、分解等またはカードに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえ、カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。
- (3) 会員および管理責任者は、カードを貸与、譲渡、質入れその他の担保提供、寄託、占有の移転その他一切の処分をすることはできません。
- (4) カード上のカード番号、有効期限等の情報(以下総称して「カード情報」といいます。)は、会員および管理責任者が利用できます。会員および管理責任者は善良なる管理者の注意をもってカード情報を管理し、利用するものとします。会員および管理責任者は、カード情報を会員以外の者に使用させることおよび提供することはできません。
- (5) 会員は、会員の従業員にカード(カード情報を含みます。)を利用させるにあたり、本規約の義務を遵守させ、従業員の本規約違反について全ての責任を負うものとします。
- (6) カードの使用、管理に際して、会員および管理責任者が本条(2)から(5)に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、会員は、本規約に基づきそのカード利用代金についてすべての支払いの責を負うものとします。

第4条(カード利用可能枠)

- (1) カードの利用可能枠は当社が審査し決定した額までとします。

- (2) 前項のカードご利用可能枠は、会員の信用状態が悪化した場合等、当社が必要と認めた場合にはこれを減額できるものとします。また、会員が利用可能枠の増額を希望する場合は、当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。
- (3) 利用可能枠を超えてカードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの義務を負うものとします。

第5条(カード利用)

- (1) 会員は、商品の購入その他の取引を行うに際し、コーナングループ店舗にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。
- (2) 会員は、インターネット等を利用した通信(以下「オンライン」といいます。)により、コーナeshopとの間で取引を行う場合は、前項にかかわらず、会員の法人名、カード番号、カードの有効期限、住所等をオンラインで加盟店に送信することにより、商品の購入その他の取引の代金をカードで支払うことができます。当社は、当社所定の認証措置を講じる場合があり、この場合、会員は、パスワードの申告その他の当該認証措置への対応を行います。
- (3) カードの利用に際しては、原則として、当社の承認を必要とし、この場合、会員は、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により、当社が直接コーナングループ、コーナングループ店舗等もしくは会員に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことを承諾するものとします。
- (4) 会員は、次のいずれかの行為のためにカードを利用してはならないものとします。
 - ① クレジットカードご利用可能枠の現金化を目的とする商品もしくは権利の購入またはサービスの利用もしくは受領。
 - ② 法定通貨として定められ流通している紙幣または貨幣の購入。
 - ③ 資金調達または転売事業を目的とする商品もしくは権利の購入またはサービスの利用もしくは受領。
 - ④ 現金またはこれに類する経済的な利益を受けるため、加盟店または第三者との間で、商品または権利の買戻しまたは譲渡を約束すること。
 - ⑤ 法令に違反する事業者がする取引(無許可・無登録事業者が行う取引を含みます。)につき法令に違反することを知らずする取引。
 - ⑥ 法令により禁止される商品もしくは権利の購入またはサービスの利用もしくは受領その他公序良俗または法令に違反する取引。
 - ⑦ その他実質的に上記各号と類似すると当社が判断するもの。

第6条(カード利用代金債務)

会員は、会員に対して貸与された全カードの利用による債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第7条(代金決済)

- (1) 会員が当社に支払うべきカード利用による代金および手数料等本規約に基づく一切の債務(以下「支払金等」といいます。)は、会員の預金口座等からの口座振替、または当社指定の預金口座へ振込む方法により支払うものとします。
- (2) カード利用による支払金等は、原則として毎月末日に締切り、翌々月の1日(当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)にお支払いいただきます。
- (3) 当社は、会員に毎月のカード利用による支払金等を請求書により通知します。請求書の通知は、会員の届出住所宛に郵送します。
- (4) 会員は、請求書で通知された後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求書の内容について承認したものとみなします。

第8条(カード利用による代金の支払方法)

- (1) カード利用による代金のお支払いは、1回払いのみとなります。
- (2) カード利用による代金は、第7条の定めに従い、所定の支払期日にお支払いいただきます。
- (3) 前項のお支払いは、事務上の都合により、支払期日が遅れる場合があります。

第9条(債権譲渡の承諾等)

- (1) 会員は、カード利用による取引の結果生じた債権について、当社とコーナングループとの契約に従い、当該コーナングループから当社に債権譲渡すること、または、当社が当該コーナングループに立替払いすること、これらについて当社が適当と認めた第三者を経由する場合

がある事を承諾するものとします。

- (2) カード利用による取引上の紛議は、会員とコーナン商事または建デポとにおいて解決するものとします。また、カード利用によりコーナン商事または建デポと取引した後にコーナン商事または建デポとの合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
- (3) 会員は、カード利用に係る債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、その他の取引の内容およびそれに関する情報、電話等により当社が知り得た情報等（音声記録等も含みます。）が、コーナン商事または建デポから当社に開示されることを承諾するものとします。
- (4) 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

第10条(支払金等の充当順序)

会員の弁済した金額が、本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第11条(費用の負担)

会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料、その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料(但し、当社が受領するものは除きます。)、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

第12条(退会)

会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社に届け出るものとします。この場合、当該カードを会員の責任において切断する等、利用不能の状態にして処分しなければなりません。なお、会員は、カード利用により生じたカード利用代金等について退会後においても全て支払いの責を負うものとします。

第13条(会員資格の喪失およびカードの一時利用停止等)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当した場合、特に会員に通知することなく、会員資格を取り消し、利用可能枠内であってもカードを一時利用停止し、または利用可能枠を変更する等の措置をとることができるものとします。なお、これにより生じた損害のてん補はいたしません。
 - ① 会員が入会時または入会後に法人名等について虚偽の申告をした場合。
 - ② 第7条(1)に定めるお支払いがない場合。
 - ③ 第4条(1)に定める利用可能枠を超えてカードを使用した場合。
 - ④ 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類その他当社が必要と認める書類の提出または当社が必要と認める事項の申告を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示、提出、申告等がない場合やその他犯罪収益移転防止法および関連するガイドライン等の規制に鑑みて当社が必要と認める場合。
 - ⑤ 第21条(4)に基づく届出の求めに応じなかった場合。
 - ⑥ 会員が第15条(1)および(2)の各号のいずれかに該当した場合。
 - ⑦ 第18条(1)の当社への連絡後、カードの再発行の届出を行わずに一定期間経過した場合。
 - ⑧ 会員が破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てを受けた場合、またはこれらの申立てを自らした場合、もしくは解散または営業の廃止があった場合。
 - ⑨ 会員の信用状態が著しく悪化したまたは悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑩ 現金化を目的とした商品・サービスの購入の疑い等、会員のカードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断した場合。
 - ⑪ 第14条(1)各号のいずれかに該当し、もしくは同条(2)の各号のいずれかに該当し、または、同条(1)の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ⑫ 当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合。
 - ⑬ 会員が、自らまたは第三者を利用して、当社の従業員または当社の委託先もしくは派遣元等の従業員に対して、以下に定めるいずれ

かに該当する行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合。

①暴力、威嚇、脅迫、強要等。

②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動。

③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動。

④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ。

⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等。

④第21条に違反されたことにより、当社から会員への連絡が不可能と判断した場合。

⑤その他会員資格を継続させることが不適當であると当社が判断した場合。

(2) 前項の場合、当社は、加盟店に当該カードの無効を通知することがあり、加盟店を通じてカードの回収を行うことができるものとします。加盟店からカード回収の要請があった場合は、会員はこれに応じるものとします。また、当社がカードの返却を求めたときは、会員は直ちに当社の指定する方法により、カードを返却するものとします。なお、当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員に負担していただきます。

(3) 会員は、会員の都合で退会する場合、当社宛に所定の届出を行った後、貸与されたカードを返却または使用不能の状態にして破棄するものとします。この場合、当社に対する債務の全額を支払ったときに退会したものとします。

(4) 会員は、会員資格喪失後においても、支払うべき債務がある場合、本規約の効力が維持され、これに基づいて当該債務を支払うものとします。

(5) 会員は、会員資格喪失後においても、当社が請求した場合は、カード盗難保険の申請手続きなど当社が依頼する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

(6) カードの有効期限前に会員が退会した場合または会員資格が取り消された場合、会員は、その時点で当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

(1) 会員(本条においては、会員(入会申込をした法人を含みます。)の役員等・管理責任者および会員を実質的に支配し、もしくは会員の経営に影響力を行使できる者を含みます。)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団

②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者

⑥前各号の共生者

⑦その他前各号に準ずる者

(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または詐欺、暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 会員が前2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

(4) 当社は、会員が(1)または(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員によるカードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認

めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。

- (5) 会員が、(1)または(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当社の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- (6) (5)の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(5)の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
- (7) (5)の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

第15条(期限の利益の喪失)

- (1) 会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - ① カード利用にかかわる債務のお支払いを1回でも遅滞した場合。
 - ② カードを第三者に貸与、譲渡、質入れ、または担保提供などをし、もしくは商品の質入れ、譲渡、または賃貸など、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をした場合。
 - ③ カード情報を第三者に不正に提供し、または使用させた場合。
 - ④ 会員が自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡りになる等、支払停止状態となった場合。
 - ⑤ 会員が差押、仮差押、仮処分、競売の申立てまたは租税公課の滞納処分を受けた場合。
 - ⑥ 会員に債務整理のための和解、調停等の申立てがあった場合、または、債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達した場合。
 - ⑦ 本規約に基づく取引以外の当社との他の契約に基づく期限の利益を喪失した場合。
- (2) 会員が次のいずれかの事由に該当した場合は、当社からの請求により期限の利益を失い、当社に対する未払債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - ① 入会の申込みに際して虚偽の申告があった場合。
 - ② 会員が、破産、民事再生、会社更生、または特別清算の申立てをした場合、もしくは解散または営業の廃止を行った場合。
 - ③ 会員の信用状態が著しく悪化した場合。
 - ④ 第13条の規定により会員資格を取り消された場合。
 - ⑤ その他本規約に違反し、それが重大なものである場合。

第16条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が日本国内のコーナングループ店舗等から見本・カタログ等により商品およびサービス(以下総称して「商品等」といいます。)の購入を行った場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は、コーナングループ店舗等に商品等の交換請求もしくは当該売買契約の解除をすることができます。

第17条(遅延損害金)

- (1) 会員がお支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該支払金に対し年14.6%(1年を365日とする日割計算、以下同じ。)を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- (2) 会員が期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、当該取引の債務の残額に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。

第18条(カードの紛失・盗難等の場合の責任と損害のてん補)

- (1) 会員は、カードまたはカード情報を紛失し、または盗難、漏えい等にあった場合(以下「紛失・盗難等」といいます。)は、すみやかにその旨を当社へ連絡し、カードの紛失・盗難の場合には最寄りの警察署または交番に届け出るとともに、当社へも警察署・交番への届出内容を連絡するものとします。会員またはカード拾得者等より紛失、盗難、拾得の届出を受けた場合、当社にて会員の同意なくカード利用を停止する場合があります。
- (2) 紛失・盗難等により、カードまたはカード情報が第三者に不正に使用

された場合の損害は、会員の負担となります。ただし当社は、会員が所定の手続きを取った場合、次のいずれかに該当する場合を除いて、この不正使用により受ける損害をてん補します。

①会員の故意または重大な過失に起因する場合。

②会員の役職員の家族または代理人など、会員の関係者による使用に起因する場合。

③本規約に違反している状態において、紛失・盗難等が生じた場合。

④戦争、地震など著しい社会秩序の混乱に乗じてなされた不正使用等の場合。

⑤前項に基づく紛失・盗難等の当社への連絡を当社が受けた日より61日以前に生じた損害である場合。

⑥紛失・盗難等または被害状況の届出が虚偽であった場合。

⑦会員が、当社の請求する書類を提出しなかったり、提出した書類に不実の表示をした場合、または当社の被害調査に協力をしない場合。

⑧その他会員が当社の指示に従わなかった場合。

- (3) カードの偽造によりカードが第三者に不正に使用された場合、会員は、偽造されたカードの使用にかかわるカード利用代金の支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は、被害状況等の調査に協力するものとします。ただし、会員に故意または過失があるときは、会員は、偽造されたカードの利用代金について、支払いの責を負うものとします。

第19条(カードの再発行および差替え)

- (1) 紛失・盗難等、破損、汚損、滅失または会員の責によるカード未受領等による無効等によりカードが利用できなくなり、当社が認めた場合はカードを再発行します。この場合、会員は、所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (2) カードまたはカード情報の管理等において、不正使用等を回避するために当社が必要と認めた場合には、会員は、カードの差替えに応じることを承諾します。また、カードの差替えに応じなかった場合、その後の不正使用により発生した利用代金についても会員が支払いの責を負うものとします。

第20条(カードの有効期限)

- (1) カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。
- (2) 当社が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しいカード(以下「更新カード」といいます。)を送付します。ただし、当社所定の期間カードの利用がない場合または当社所定の基準により、更新カードを発行しない場合があります。なお、更新カードを発行する時期は、次のいずれかの事由により当社が定めるものとします。
- ①有効期限が到来するとき。
- ②カードの機能またはデザインを変更するとき。
- ③その他当社が必要と認めるとき。

- (3) 会員は、カードの有効期限が経過した場合、当該カードを会員の責任において切断する等、利用不能の状態にして処分しなければなりません。有効期限前のカードまたはカード情報の利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。

第21条(届出事項の変更)

- (1) 会員は当社に届け出た代表者、管理責任者、住所、連絡先、代金決済口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。
- (2) 前項の届出がなされていない場合でも、当社が適正かつ適法な方法により取得した情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、変更の届出があったものとして取扱うことがあります。この場合、会員は、当社の取扱いについて異議ないものとします。
- (3) (1)の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、(1)の届出を行わなかったことについて止むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
- (4) 当社は、届出事項の変更の有無にかかわらず、会員に対し、登記等の届出を求めることがあり、また、外国籍の企業に対し、犯罪収益移転防止法および関連するガイドライン等の規制に鑑みて当社が確認できる資料の届出を求めることがあります。なお、会員は、これらの求めに応じるものとします。

第22条(会員情報の収集、利用、提供等の同意)

会員は、当社との本カードによる取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、当社が保護措置を講じたうえで会員情報(申込時または変更届出時に会員および管理責任者が提供する会員の属性等をいいます。)の収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます。)を含むものとします。

第23条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地または当社の本社、支店、営業所もしくはセンター所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意します。

第24条(規約の改定)

- (1) 当社は、本規約を改定する場合は、変更後の内容および効力発生時期を当社のホームページにおいて公表または、その他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
- (2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおける公表その他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、会員は、当該周知の後に会員が本規約にかかる取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。
- (3) 前2項に基づく規約の改定に異議がある会員は、当社に対して退会の申出を行うことができ、当社は、この申出を承諾します。

第25条(利率の変更)

遅延損害金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、前条の規定にかかわらず、当社から利率の変更を通知した後は、変更後の利率が適用されるものとします。

第26条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法によるものとします。

<お問い合わせ窓口>

- 本規約に関してのお問い合わせ、ご相談についてはポケットカード 法人カードデスクにご連絡ください。

ポケットカード 法人カードデスク

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2-5-14

電話番号：0570-666-520

- 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はコーナングループ店舗等にご連絡ください。

<カード発行会社>ポケットカード株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園1-1-1

ホームページアドレス：<https://www.pocketcard.co.jp>

ポケットカード株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園1-1-1

